

第1回門真市立公民館・門真市立文化会館・門真市立門真市民プラザ
指定管理者候補者選定委員会 会議録

会議名称	第1回門真市立公民館・門真市立文化会館・門真市立門真市民プラザ指定 管理者候補者選定委員会
開催日時	平成27年9月2日（水）午前10時から午後0時15分まで
開催場所	門真市立文化会館2階 第2会議室
出席者	（委員） 萩原委員長・福田副委員長・直田委員・井出委員・柴田委員 【出席人数5人／全5人中】 （事務局）岡生涯学習部次長、牧菌生涯学習課長、丹路スポーツ振興課長、 東田生涯学習課長補佐、藤田生涯学習課副参事、 浦生涯学習課主任、小寺生涯学習課係員、空本生涯学習課係員
議題 （内容）	①委員長・副委員長の選出 ②会議の公開・非公開について ③会議録について ④募集要項等について ⑤書類審査の方法について ⑥書類審査 ⑦審査結果報告 ⑧第2次審査について
傍聴者数	－（非公開のため）
担当部署	（担当課名）生涯学習部 生涯学習課 （電話）06-6902-7197（直通）

【事務局】

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第でございます。資料1「席次表」でございます。資料2「選定委員会委員名簿」でございます。資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）」でございます。資料4「審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）」でございます。資料5「門真市情報公開条例（抜粋）」でございます。資料6「指定管理者募集要項」でございます。資料7「指定管理者業務仕様書」でございます。資料8「指定管理者募集に関する質問への回答」でございます。資料9「申請団体一覧」でございます。資料10「第1次審査評価基準表（案）」でございます。資料11「第1次審査評価個表（案）」でございます。資料12「価格点算出表」でございます。資料13「第2回選定委員会予定表」でございます。資料14「第2次審査評価基準表（案）」でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

【事務局】

ただ今より、第1回門真市立公民館・門真市立文化会館・門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。初めに、委員の皆様をご紹介します。大阪樟蔭女子大学学芸学部萩原雅也委員でございます。特定非営利活動法人NPO政策研究所理事長の直田春夫委員でございます。公認会計士の井出久美委員でございます。社会保険労務士の福田豊委員でございます。門真市教育委員会事務局生涯学習部長の柴田昌彦でございます。なお、こちらにおりますのが、生涯学習部職員です。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、本日の案件に移りたいと存じます。まず、「委員長・副委員長の選出」です。お手元の資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）」の第9条の2をご覧ください。ここに、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選していただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

【委員】

委員長に、生涯学習論を専門とされ、門真市社会教育委員会議長を務められ、一昨年、ルミエールホールなどの選定委員会委員長を務められた萩原委員を推薦します。また、副委員長に社会保険労務士の福田委員を推薦します。（異議なしの声あり）

【事務局】

ただいま、異議なしのお声がございましたので、委員長を萩原委員、副委員長を福田委員と決定します。それでは、今後の議事運営を萩原委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願ひいたします。

【委員長】

改めまして委員長を務めさせていただくこととなりましたので、僭越ではございますけれども、委員会の議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは案件の方を進めて参りたいと思います。まず、案件2の「会議の公開・非公開について」に移ります。このことについて、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

本市におきましては、お手元の資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当にそこなわれる恐れがあること、申請団体のアイデアなどが公開されることにより申請団体に不利益を及ぼすおそれがあることから、非公

開とすることが適当と考えております。このことについて、ご検討をお願いいたします。

【委員長】

ただいま、事務局からいくつかの理由でこの会議を非公開とすることにさせていただきたい、それが適当ではないかというご提案をいただきました。それについてご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。（異議なしの声あり）それでは、特に異議がないということでございますので、事務局にご提案いただいたとおり、本委員会の会議は非公開ということにさせていただきます。続きまして、案件3の本委員会の会議録について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

本委員会の会議録につきましては、資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の会議終了後2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公表するとともに、教育委員会により候補者が決定された後、第1回と第2回の会議録を併せて公表します。また、会議録の作成につきましては、資料5「門真市情報公開条例（抜粋）」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。

【委員長】

ただいま、事務局より会議録の作成、並びにその公開ということについてのご提案をいただきました。いかがでしょうか。（異議なしの声あり）それでは、ただいまご提案いただきましたように、本委員会の会議録は全文筆記ということにさせていただいて、公表につきましては先程事務局から提案のございましたとおりに行います。よろしく申し上げます。続きまして、募集要項等について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、募集要項についてご説明いたします。お手元の資料6「門真市立公民館・門真市立文化会館・門真市立門真市民プラザ指定管理者募集要項」をご覧ください。まず、選定の対象となる施設は、門真市新橋町34番24号にある門真市立公民館、門真市中町2番3号にある門真市立文化会館及び門真市大字北島546番地にある門真市立門真市民プラザでございます。

門真市立公民館は、文化に関する事業などを行うほか、市民が集いサークル活動などを通じて教養を高めるための施設で、昭和61年に開設されました。また、門真市立文化会館は公民館と同様に、市民がサークル活動などを通じて教養を高めるために、昭和43年に開設された施設です。最後に、門真市立門真市民プラザは、市民のための生涯学習施設として平成19年5月より開設された施設でございます。平成25年度から指定管理者制度を導入しており、

今年度末で3年間の指定管理期間が満了となります。公民館及び文化会館につきましては、これまで市職員が施設の管理運営を行ってまいりましたが、3館の連携を深め、より質の高い行政サービスの提供や効率的な建物等の維持管理を行うため、この度、門真市民プラザと併せて指定管理者を募集するものであります。

指定管理者が行う業務の範囲につきましては、募集要項5ページ以降を、また、詳細につきましては資料7「指定管理者業務仕様書」をご覧ください。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。次に、8ページをご覧ください。これまでの経過についてご報告いたします。この募集要項を、平成27年6月8日から6月30日まで公開したところ、7月2日に行った現地説明会に16団体が参加されました。その後、8月3日から8月7日まで申請書類の受付を行ったところ、お手元の資料9「申請団体一覧」のとおり、4団体から申請書類の提出がありました。

次に、11ページをご覧ください。選定の方法についてご説明いたします。指定管理者候補者の選定につきましては、審査の公平性、透明性を高めるため選定委員会を設置し、書類審査による第1次審査、プレゼンテーション審査による第2次審査により候補者を選定します。本日の第1回選定委員会では、第1次審査として、4団体から提出された申請書類に対して審査を行っていただき、上位3位以内を選定していただきますようお願いいたします。

次に、審査の基準についてご説明します。お手元の資料10「第1次審査評価基準表(案)」をご覧ください。これは、「門真市公の施設にかかる指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条第1項の選定基準をもとに、施設の設置目的などを勘案して評価項目や配点を定めた事務局案です。対象部分という列は、申請書類④施設事業計画書(様式第7号)のうち、その評価項目の対象となる部分を指しております。また、評価の視点という列には、教育委員会が指定管理者に期待する事項を評価の視点として記載しております。評価項目のうち、(10)「職員の雇用確保の方策と労働条件」につきましては、社会保険労務士である福田副委員長の評価を、また、(13)「申請団体の経営状況」につきましては、財務に関する専門的な知識を必要とすることから、公認会計士である井出委員の評価を全員に採用してはどうかと考えております。また、評価項目のうち、(7)「指定管理料の額」につきましては、申請団体の応募価格を比較し、自動的に算出する方法を用いてはどうかと考えております。この方法と採点につきましては、資料12「価格点算出表」をご覧ください。配点につきましては、特に4つの評価項目を重視し、配点を20点と多くしています。まず、複合施設・複数施設であるため、各施設それぞれの役割を十分に検討していただきたいことから(1)を、次に、先ほど申し上げた(7)指定管理料の額を、次に、様々な工夫により経費縮減を図っていただきたいことから(8)を、最後に、事業を通じて市民の生涯学習活動の推進を図っていただきたいことから(15)を重視した配点としております。審査結果の記入は、資料11「第1次審査評価個表(案)」の様式に、評価項目ごとに5段階評価を表すABCDEのアルファベットを記入していただきますようお願いいたします。なお、委員全員が同じ評価項目においてEとして評価した場合は失格とします。以上の事務局案について、ご検討をよろしく申し上げます。以上で、募集要項等

の説明を終わります。

【委員長】

ありがとうございました。まず、今日は4団体から3団体に絞るということですね。上位3つにするということ。それから資料10の審査基準表に基づいて、指定管理料の得点については価格算出表を用いて既に得点が出ているということです。それから、2人の委員にそれぞれ点を付けてもらったものを、全委員が採用するというようなスタンスでやるということで、それに基づいてABCDEを記入するということでもあります。今、こういうことで募集要項と評価基準表について説明、提案をいただいたわけでありますけれども、何か今の説明につきまして、ご質問、ご意見等あればお願いいたします。

【委員長】

特に質問等はないでしょうか。では、この後採点ということになりますので、特にこの資料10の「第1次審査評価基準表（案）」ですね、これについてこの形、この項目、評価の視点で採点をするということについてご意見いただきたいと思います。この形でさせていただくことについていかがでしょうか。配点の方も、先程説明がありましたように、20点というふうに配点がされている項目は特に重視するというので、4つあるかと思うんですけども、そういう配点ということで、合計200点ということで、評価の視点はそこに書かれてあるとおりです。ご異存がないようでしたらこの形で進めさせていただくというのでよろしゅうございますか。（異議なしの声あり）それでは、第1次審査評価基準表に基づいて、評価をしていくということでお願いします。これで基準などは全てご説明いただいたので、書類審査に入っていきたいと思います。書類審査の方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

書類審査の方法についてご説明します。書類審査の前に、記入していただく審査評価個表を事務局から配布します。採点は、審査評価個表の全ての空欄に記入していただきますようお願いいたします。審査中に疑問が生じた場合は、事務局にご質問ください。審査中に評価について意見交換を行いたい場合は、委員長にお伝えください。審査時間は今から1時間後を目途に福田副委員長と井出委員から特定項目の評価をご報告いただくとともに、その他の評価についても意見交換を行いたいと考えております。

次に申請書類の内容についてご説明します。全ての申請書類の1枚目には申請書類一覧が添付されており、申請に必要な全ての書類がそろっていることを事務局で事前に確認しております。②の「申請資格を有していることを証する書類」では、直近3ヵ年分の納税証明書などの提出を求め、税金の未納が無いことを確認しております。③の「施設事業計画書概要」では、申請書類をわかりやすく説明する応募の概要をA3用紙一枚に記載しております。④の「施設事業計画書」では、評価基準表の評価項目の順に提案が記載されております。⑤の

「管理業務収支計画書」では、市に求める指定管理料などが記載されております。⑥の「申請団体の経営状況を説明する書類」では、貸借対照表や事業計画書の提出を求め、申請団体の経営状況を確認できるようにしております。⑦の「就業規則及び給与規程等の写し」指定管理施設における雇用が適正に行われることを確認するために、就業規則及び給与規程等の写しの提出を求めています。⑨の「職員の労働条件を確認するための書類」では、適正な労働条件であるかを確認するために、時間外労働・休日労働に関する協定届の写しや労働保険の納付書・領収書の写しなどの提出を求めています。

ここで、各団体が、業務従事予定者の給与額のおおよそわかる給与規程又はそれに代わるものの写しを提出しているかについて確認したいと存じます。各団体の申請書類のうち、該当箇所に赤色の付箋を貼っておりますので、そちらをごらんください。まず、株式会社アステムの申請書類をご覧ください。こちらにつきましては、「雇用契約書（案）」及び「アルバイト職員雇用契約書（案）」において、月額給与額及び最低の時給を確認することができます。次に、株式会社ビケンテクノの申請書類をご覧ください。こちらにつきましては、「平成28・29年度 管理業務収支計画書」のうち、人件費の内訳において、月額給与額を確認することができます。次に、奥アンツーカ株式会社の申請書類をご覧ください。こちらにつきましては、「契約社員労働契約書」及び「パート社員労働契約書」において、月額給与額及び最低の時給を確認することができます。次に、アクティオ株式会社の申請書類をご覧ください。こちらにつきましては、「職員給与額 想定表」において、具体的な金額を確認することができます。以上、各団体の業務従事予定者の給与額のおおよそわかる給与規程又はそれに代わるものの写しを確認させていただきました。以上で、書類審査の方法と申請書類の内容に関する説明を終わります。

【委員長】

ありがとうございました。まず、1時間後を目途に書類審査を各自でやっていただくということですね。ちょっと1時間ではかなり厳しいと思うんですけど、全体を見ていただいてよろしくお願ひいたします。その間に疑問がもしあった場合については、事務局の方へ直接各自でご質問いただくと。それから意見交換が必要な場合については私の方にいただければ意見交換の時間をおつくりさせていただくということになります。1時間後に、福田副委員長と井出委員の方からそれぞれ付けていただいた点数をご報告いただいて、その項目についてはその点数を入れていくということになります。それを含めてお二人の委員にはかなりご負担をお掛けいたしますけれども、その他の項目についても各自で採点いただくという形でいきたいと思ひます。よろしいでしょうか。それでは、特に説明いただいたことにご異論ご意見等なければ、1時間を目途に書類審査の方に入っていきたいと思ひます。大体11時半くらいということにさせていただきます。では、書類審査を始めたいと思ひますので、審査個表をお配りいただきます。では、委員の皆さんは今配布されています評価個表へ記入をお願いいたします。

《審査開始》

【委員長】

大体1時間くらい経ちましたけれども、福田副委員長と井出委員の採点はお済でしょうか。それでは、一旦手を止めていただいて、意見交換を行いたいと思います。その前に、それぞれの項目について付けていただいた点数を福田副委員長と井出委員の方からご発表いただきたいと思いますが、まず、(10)「職員の雇用確保の方策と労働条件」の評価について、福田副委員長よりご報告をお願いいたします。

【福田委員】

では、報告をさせていただきます。今回拝見した書類は申請書類一覧の⑦と⑨になります。各提出書類につきましては、法令で記載すべき項目が決まっておりますので、法令どおり提出書類が作成されているかを重点的に見させていただいた上で評価をしております。総評につきましては、一部の書類について法令どおりに作成されているのですが、項目について未記入の箇所があるような書類が見受けられました。ただ、評価するにあたりましては、その部分をもって全体の評価とはしておりません。事業所ごとに提出いただいた書類全体を見させていただいた上での評価とさせていただきます。あと、今回3名の賃金台帳、出勤簿とか労働者名簿を提出いただいております。その賃金台帳とか出勤簿、タイムカードから6月分の賃金台帳と出勤簿、労働者名簿を出していただいておりますが、そこから最低賃金の算出ができますので、その最低賃金をクリアしているかどうかの確認はさせていただきましたが、確認のできなかつた事業所がございまして、それは6月の労働時間が詳しく賃金台帳に記入がされていなかったため現状の確認はできませんでしたが、業務の従事予定者の給与額はもう提出されておりますので、そこから最低賃金をクリアすることが分かりました。ただ、現状の確認ができなかつたというところが気になったところでございます。点数につきましては、株式会社アステムがA、ビケンテクノがA、アクティオもA、奥アンツーカもAです。

【委員長】

それでは、続いて井出委員お願いします。

【井出委員】

私の方は、過去2期間の決算書が出ていますので、その決算書に基づいて評価させていただきました。いずれの会社も利益を出されていまして、しっかり事業をされているなという印象があります。倒産の兆候が見られる会社もありませんでした。事業の収益性ですとか安定性については、代表的な計算式があり、それを比較しましたが、いずれの会社も良好と判

断できる範囲に収まりますので、この点ではどうも甲乙つけがたい。その中で、何か差がつくところはないかという見方をしますと、まずアステムは凄く地道な経営をされていますが借入が多い。この借入を今の状況で返済するとすれば、10年や15年かかる状況です。これから拡大路線で何かやろうとしてお金を借りられたのだと思いますが、その効果がまだ出ていなという点でBにしました。ビケンテクノは様々な事業に参入されて借入も多いです。その大半は不動産やグループ会社への出資、貸付金に支出されています。不動産に関しては今のところアベノミクスや東京オリンピック効果で価格が上がっていく期待はあるものの、どうなるかは分かりませんし、期待外れだと経営がしんどくなります。特に不動産の売上高と比較しても、多額の手持ち不動産が多く、これが売れなかったときはどうされるのかなという心配があります。また、グループ会社への出資も多く、グループ会社の経営が悪化したときに焦げ付く懸念があります。とはいえ規模が大きく様々なことをされていて、安定して利益を上げていらっしゃるためBとしました。アクティオは借入がほとんどなく、地道に経営されている印象です。ただ有価証券が多いです。取引先の株式を買われているのか、運用されているのかといった印象を受けますが、事業に関係あるのかどうかが見えない。ただ、無駄なお金の使い方はされておらず、堅い印象を受けますのでAとしました。奥アンツーカも非常に安定した事業経営をされています。主要な事業が工事で、しっかり稼がれています。指定管理業務は2番手3番手の事業として位置づけられている、そんな印象があります。一番素晴らしいことは借入がない。普通、工事や不動産会社になりますと、借入が多額になって経営がしんどいのですが、借入がなくて不動産も持っていないため、非常に堅い商売をされています。安定性から言うとナンバーワンです。評価はAにしました。

【委員長】

ありがとうございます。アステムとビケンテクノがBで、アクティオと奥アンツーカがA評価ということでお願いします。では、その他のところでお気づきの点、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】

指定管理料はそれぞれ計算式で算出されていますけれども、人件費の内訳を見るとかなりの差があるように見受けられます。一番低い会社は大きい会社と2倍近い差があるというのはどういうことなのか。人件費は安くすればいいというわけではない、効率的にやっていたら安く済むというものでもない、この差をどう判断していいのか正直よく分からないなというところがあります。運営体制にも関係あるんでしょうけれども、読み込めないところがあり、気になるところではあります。

【委員長】

書類で言うたらどの部分ですかね。

【委員】

6番の資料の中の支出の人件費です。

【委員長】

ご確認だけいただきましょうか。アステムで言うと、8,500万円。ビケンが⑤の2枚目ですね。支出のところの人件費ですね。

【委員】

それぞれの金額がありますけども2名と4名とかバラバラで分からない。社会保険も込みでこの価格ということですよ。

【委員長】

そうですね。

【委員】

ということは実際の給与というのはだいぶ減るんじゃないかという気がいたします。

【委員長】

4364万円ということで半分ですね。

【委員】

その辺、自分もちょっとチェックしてみたんです。一番高いのが今仰ってたアステム。人件費が突出してまして8,500。で、委託料も他の企業の倍アステムはあって6,350なんです。それとこの人件費と委託料を足すとその指定管理料の占める割合がそれ2つだけで89.7ということで9割近い額が人件費と委託料にあてられています。他の会社は概ね60後半から70%くらいに人件費と委託料の計が収まっています。人員配置を見たんですけど、そんなに変わりはないなということで、やっぱりそうするとアステムは資格をお持ちの方とかを職員として採用されるのかなという風に思いました。

【委員長】

人員配置でアステムは全体の長を置いている形でしたか。組織体制に差があったような気がするんですが。

【委員】

公民館と文化会館は副館長ですね。

【委員】

この4団体の人員配置を見たんですが、大体昼は各施設2人ずつくらいですね。夜が1人か2人、大体5時半か6時で変えているんですけど、まあそれでいくとそんなに差はないように思いました。

【委員長】

人員配置については差がないけれども役職を設けているということでしょうか。これらは指定管理料の縮減を図るための具体的方策と9番の人員配置及び外注計画などの組織体制のところの評価につながるということでしょうか。今ご指摘いただいた点も含めて、もう一度審査の方進めていただくということでしょうか。他、なにかお気付きの点はなかったですか。

【委員】

すみません。実質、今、管理しているところが一番よく分かっていると思いますので、今の指定管理者の光熱水費は大体2,400くらいで計上しておられるんですけども、平均で他が1,500、一番低いところでアクティオが1,300で、1,000ほど違います。しかし、アクティオだけ一般管理費というのを1,500ほど計上しているのので、これで調整を図っているのかなと思ったんですけども。光熱水費が少ないのがちょっと気になるところです。

【委員長】

奥アンツーカが、今、プラザの指定管理をされているんですよ。だから光熱水費の状況はよく分かっているんでしょう。それを頭の片隅に置いておいていただければ。他、特にご意見、お気付きの点で、ここで共通の話題にしておく必要があれば、教えていただければと思います。よろしいでしょうか。では、意見交換でいくつかのご指摘がありましたので、もう一度それらを踏まえて考える時間を若干とりたいと思います。

【委員長】

いかがでしょうか。じゃあ集計していただいて、集計結果が出るまで休憩という形にさせていただきます。

《休憩・集計》

【委員長】

それでは委員会を再開します。まず、評価結果について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

それでは、得点順に評価結果を報告します。

1位は、奥アンツーカ株式会社、総得点は836.00点です。

2位は、アクティオ株式会社、総得点は835.75点です。

3位は、株式会社アステム、総得点は759.00点です。

4位は、株式会社ビケンテクノ、総得点は661.00点です。

以上の結果により、第1次審査により選定される上位3団体は、奥アンツーカ株式会社、アクティオ株式会社、株式会社アステムとなりました。

【委員長】

それでは、第1次審査により選定する上位3団体をこのとおり決定しますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声あり）それでは、最後に、第2回委員会について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第2回委員会についてご説明します。資料13「第2回指定管理者候補者選定委員会予定表」をご覧ください。日時は、平成27年10月2日（金）午後2時から午後5時まで、会場は門真市立文化会館3階の第3会議室です。内容は、第1次審査により選定した3団体によるプレゼンテーションの審査と、第1次審査の得点を併せた合計点を参考とした総合審査を行い、指定管理者候補者を選定していただきたいと存じます。次に、資料14「第2次審査評価基準表（案）」をご覧ください。プレゼンテーション審査で申請団体に対して行う質問につきましては、第2回選定委員会までに委員の皆様から一人1問、計5問の質問をお伺いし、事前に評価のポイントなどをまとめ、第2回選定委員会において事務局案としてご提案したいと考えております。以上で、第2回選定委員会についてのご説明を終わります。

【委員長】

事務局から第2回選定委員会の審査内容について説明がありました。それでは、9月16日までに、委員各自で質問を考え、事務局にご連絡ください。その質問は、それぞれの団体に共通の質問として用意しましょう。時間配分は、10分プレゼン、30分質疑応答ですね。このような内容でよろしいでしょうか。それではこの形で進めましょう。ほかにご意見やご質問はございませんでしょうか。

【委員】

今回、3つの施設を一括で管理するものですので、3館連携について聞いてはいかがでしょうか。

【委員長】

それではそのような質問もしましょう。他に意見はございませんか。それでは、これをもちまして、第1回門真市立公民館・門真市立文化会館・門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会を閉会します。